



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 8 7 号 令和 4 年 1 2 月 2 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 2 6	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第七百二十六号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和四年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 ニ・(三・メトキシフェニル)・ニ・「(プロパン・ニ・イル)アミノ」シクロヘキサン・一・オン(通称 MXipr、Methoxisopropamine)及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・一・(五・メチルチオフェン・ニ・イル)プロパン・ニ・アミン(通称 五・MMPA、Mephedrene)及びその塩類
- 3 化学名 ニ・「ニ・(四・エトキシベンジル)・一・H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル」・N、N・ジエチルエタン・一・アミン(通称 Etazene、Etodesnitazene)及びその塩類
- 4 化学名 N・(一・アミノ・三、三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル)・一・ヘキシル・一・H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 ADB・HEXINACA、ADB・HINACA)及びその塩類
- 5 化学名 N・(一・アミノ・一・オキソ・三・フェニルプロパン・ニ・イル)・一・ブチル・一・H・インダゾール・三・カルボキシアミド(通称 APP・BINACA、APP・BUTINACA)及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和四年十二月二十六日